

第 3 回 定 例 会

平成 25年度予算案関係資料

茨 城 県

目

次

平成25年第3回県議会定例会提出議案等一覧	(1)
平成25年度10月補正予算案の概要	
1 基本的な考え方	(2)
2 補正予算の規模	(2)
3 主な事業	(3)
4 一般会計補正予算款別内訳(歳入)	(6)
5 一般会計補正予算款別内訳(歳出)	(7)
債務負担行為一覧	(8)
条例その他の議案の概要	(9)
認定事項	(15)
報告事項	(16)

予 算 1 件 (一般会計 1 件)

条例その他 18 件 (条 例 9 件 その他 9 件)

認 定 2 件 (決 算 2 件)

報 告 1 件 (専決処分 1 件)

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

平成 25 年第 3 回県議会定例会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 平成 25年度 茨城県一般会計補正予算(第 1 号)

(条例その他の議案)

- 1 茨城県税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
- 2 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 3 茨城県立医療大学条例及び茨城県立医療大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 4 茨城県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例
- 5 茨城県少子化対策審議会条例
- 6 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 7 茨城県麻薬中毒審査会条例の一部を改正する条例
- 8 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 9 茨城県営住宅条例の一部を改正する条例
- 10 ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に関する意見について
- 11 県有財産の取得について
- 12 県が行う建設事業等に対する市町の負担額について
- 13 国及び県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
- 14 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
- 15 工事請負契約の締結について
- 16 和解について
- 17 和解について
- 18 平成 24年度茨城県公営企業会計に係る利益の処分について

(認 定)

- 1 平成 24年度茨城県公営企業会計決算の認定について
- 2 平成 24年度茨城県一般会計及び同特別会計歳入歳出決算の認定について

(報 告)

- 1 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について

平成25年度10月補正予算案の概要

1 基本的な考え方

- ・ 震災発生から2年半余りが経過し、被災施設の復旧は着実に進んでいるが、原発事故に伴う風評被害が県民生活や産業活動に深刻な影響を及ぼし続けているなど、本格的な復興への道のりは未だ道半ばであり、多くの方々が生活や事業の再建に懸命に取り組まれているところ。
- ・ また、国においては、「景気は、緩やかに回復しつつある。」とされ、先行きについても、「景気回復の動きが確かなものとなることが期待されている。」とされる一方、本県内においては「県内景気は、横ばい圏内の動きが続いている。」との見方が示されているところ。
- ・ こうしたなか、今回の補正予算は、茨城が一日も早く元気な姿を取り戻せるよう、風評被害の払拭や防災体制の強化など、引き続き東日本大震災からの復旧・復興に全力で取り組むとともに、景気回復を一層力強いものとするため、また、県民の安全・安心の確保などの緊急性が高い課題へ対応するため、必要な事業を計上した。
- ・ 今回の補正予算の財源は、震災関連の国庫支出金や、基金からの繰入金等を活用するとともに、震災復興特別交付税を充当し、そのほか、所要の一般財源については、繰越金(約17億円)を充当した。

2 補正予算の規模

・ 一般会計	115億04百万円	(補正後	1兆0,899億69百万円)
・ 特別会計	-百万円	(補正後	2,352億00百万円)
・ 企業会計	-百万円	(補正後	1,195億56百万円)
合計	115億04百万円	(補正後	1兆4,447億25百万円)

10月補正後一般会計予算の前年予算に対する伸び率 2.7%

予算の比較(一般会計)

(百万円、%)

	H24	H25	前年度比
当初予算	1,107,762	1,078,465	97.4
10(9)月補正	12,299	11,504	93.5
補正後計	1,120,061	1,089,969	97.3

東日本大震災関連予算の推移(一般会計)

区分	予算額	区分	予算額
平成22年度 A	5,320	平成25年度 D	93,831
平成23年度 B	204,456	当初予算	88,404
平成24年度 C	104,829	10月補正	5,427
		累計(A~D)	408,436

被災求職者の雇用機会の創出	
拡 いばらきのおいしさ普及拡大事業 (本県農林水産物に係る風評被害払拭のための、首都圏の百貨店等でのフェア等の開催) ・商談会出展者を対象としたセミナーや首都圏の百貨店等でのフェア等の開催 ・雇用人数：4人(補正後：10人)	8
新 地域資源活用誘客促進事業 (地域資源を効果的に活用し誘客促進を図るモデル事業を公募により支援) ・委託先：先駆的な取組を行おうとする商店街や観光団体等、3団体を予定 ・雇用人数：6人	9
拡 いばらきインターネットテレビ事業 (「いばキラTV」取材スタッフの増員等による情報発信の充実) ・地域活動やイベント等取材するスタッフの配置(6人) ・映像制作等の知識や技能の習得のためのOJT研修の実施(25人) ・雇用人数：31人(補正後：56人(運営スタッフ31人、OJT研修25人))	34
新 働くママ復職支援事業 (企業における育児休業から円滑に復職できる職場環境づくりの支援) ・平成25年度：テキスト作成等、平成26年度予定：研修会、モデル事業の実施 ・雇用人数：2人	3
新 振り込め詐欺等被害防止対策事業 (振り込め詐欺等の被害を未然に防止するための電話による啓発) ・犯罪に使われた名簿等に掲載のある世帯等への電話による啓発 ・雇用人数：15人	16
新 いばらき安全・安心パトロール事業 (児童・生徒の登下校中の安全確保及び街頭犯罪抑止等のためのパトロールの実施) ・児童・生徒の登下校中の安全確保や高齢者等の交通事故防止、街頭犯罪の抑止等のためのパトロールを警備会社等に委託 ・雇用人数：84人	62

(2) 雇用機会の創出

今回補正により1,069人、当初予算分と合わせ3,037人の雇用を創出	
雇用創出等事業に係る今回補正額	1,063百万円(1,069人)
補正後予算額	5,640" (3,037")
(今回補正額の内訳) 県事業	455" (367")
うち起業支援型	280" (200")
うち震災等緊急雇用	175" (167")
市町村事業	608" (702")
上記の外、今後の雇用情勢等に弾力的に対応するための調整費837百万円を商工労働部に計上	

起業支援による雇用の受け皿の創造	
新 起業支援型地域雇用創造事業 (起業等により、新規事業の展開とともに雇用を創造する取組を公募により支援) ・対象企業：起業(「新分野進出」、「経営の多角化」も含む)後10年以内であつて、起業時から本県が県内に所在する企業 ・雇用人数：約200人	280

被災求職者の雇用機会の創出(再掲)

(3) 公共事業	5,065
・ 国補公共事業	4,417
(道路、河川などの復興関連事業及び災害復旧事業等の増額)	
道路：3,013 国道461号(大子町)、鮎川停車場線(日立市)ほか	
河川海岸：531 西谷田川(つくば市)	
住宅：98 桜アパート(つくば市)ほか	
土地改良：82 ため池等の一斉点検、耐震性調査	
災害復旧：340 里川橋(常陸太田市)、静跨線橋(那珂市)	
林業：195 神岡上地区(北茨城市)、成田地区(大洗町)ほか	
直轄事業：158 港湾(鹿島港)	
下線は東日本大震災からの復旧・復興事業	
・ 県単公共事業	648
(道路、河川などの危険箇所対策や防災・減災対策、通学路安全対策の増額)	
危険箇所対策：424 通学路除草等(茨城町ほか)、流下阻害対策(桜川市ほか)、高木剪定(水戸市)	
山地治山：9 長田地区(常陸大宮市)、浅川地区(大子町)	
防災・減災：179 北茨城海岸(北茨城市)、豊岡佐和停車場線(東海村)、蔵川(行方市)ほか	
道路安全対策：36 明野間々田線(結城市)ほか	
(4) その他	
新 医療施設自家発電装置整備促進事業	86
(二次及び三次救急医療機関における自家発電装置の整備に対する支援)	
・ 施設数：5病院	
・ 補助率：(地域医療再生基金0.33)、事業主体0.67	
拡 安心こども支援事業	553
(健やかこども基金を活用した保育所や認定こども園の整備等に対する支援)	
・ 補助対象：民間保育所の整備、認定こども園へ移行を予定する私立幼稚園の整備等	
・ 施設数：9施設(補正後：47施設)	
・ 補助率：(健やかこども基金1/2)、市町村1/4、事業主体1/4	
拡 農産園芸共同利用施設整備事業	225
(原料加工施設等の共同利用施設の整備に対する支援)	
・ 事業主体：農業生産法人、中間事業者等	
・ 事業内容：原料加工施設、水稻乾燥調製施設等の整備に対する支援	
・ 補助率：(国1/2)、事業主体1/2	
拡 木質バイオマス利活用促進事業	550
(木質バイオマスの燃料供給施設の整備及び原木収集・運搬に対する支援)	
・ 事業主体：木質バイオマス燃料安定供給協議会	
・ 事業内容：木質チップ製造施設等の整備及び原木収集・運搬経費に対する支援	
・ 補助率：(基金1/2)、事業主体1/2、又は(基金定額)	
基金：森林整備加速化・林業再生基金	
拡 耐震補強事業	9
(土浦一高敷地内にある国の重要文化財「旧土浦中学校本館」の耐震基礎診断の実施)	
・ 対象施設：明治37年築、木造平屋建、建築面積987.9㎡	

4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	314,999	-	314,999
地方消費税清算金	54,422	-	54,422
地方譲与税	43,140	-	43,140
地方特例交付金	969	-	969
地方交付税	175,874	3,068	178,942
交通安全対策特別交付金	1,020	-	1,020
分担金及び負担金	9,567	37	9,530
使用料及び手数料	11,448	-	11,448
国庫支出金	127,699	4,161	131,860
財産収入	3,522	-	3,522
寄附金	24	-	24
繰入金	48,577	3,211	51,788
繰越金	500	1,741	2,241
諸収入	138,462	1	138,463
県債	148,242	641	147,601
計	1,078,465	11,504	1,089,969

5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,731	-	1,731
総務費	38,717	39	38,756
企画開発費	29,280	26	29,306
生活環境費	9,673	394	10,067
保健福祉費	189,755	2,966	192,721
労働費	4,435	1,725	6,160
農林水産業費	47,058	1,306	48,364
商工費	100,835	16	100,851
土木費	92,292	4,423	96,715
警察費	60,070	78	60,148
教育費	270,703	191	270,894
災害復旧費	10,255	340	10,595
公債費	145,438	-	145,438
諸支出金	78,073	-	78,073
予備費	150	-	150
計	1,078,465	11,504	1,089,969

債務負担行為一覧

[一般会計]

(新規)

事 項	事 業 内 容	期 間
		限 度 額
街 路 改 良 工 事 費 用 負 担 契 約	水戸市常磐町地内の梅戸橋工事に係る費用負担について、 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 平成 26年度 至 平成 30年度
		1,890,000千円

条例その他の議案の概要

議 案	内 容									
<p>(財政課 , 福祉指導課 , 医療対策課) 茨城県税外収入金の延滞金徴収 条例等の一部を改正する条例</p> <p>地方税法の一部改正に準じ , 所 要の改正をしようとするものであ る。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1)改正条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県税外収入金の延滞金徴収条例 ・茨城県保健師 , 助産師 , 看護師及び准看護師修学資金貸与 条例 ・茨城県理学療法士等修学資金貸与条例 ・茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例 ・茨城県医師修学資金貸与条例 ・茨城県地域医療医師修学資金貸与条例 <p>(2)延滞金の利率の改正</p> <table border="1" data-bbox="646 696 1420 920"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行 (H25.12.31まで) [現行利率]</th> <th>改正後 (H26.1.1から) [参考 2]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延滞金</td> <td>14.5%</td> <td>特例基準割合 4 + 7.25% [9.25%]</td> </tr> <tr> <td>督促状指定期限 まで 1</td> <td>特例基準割合 3 [4.3%]</td> <td>特例基準割合 4 + 1% [3.0%]</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> 1 茨城県税外収入金の延滞金徴収条例のみ設定有 2 貸出約定平均金利が 1% である場合の例 3 特例基準割合 (現行) : 日本銀行が定める商業手形の基準割 引率に年 4% を加算した割合 4 特例基準割合 (改正後) : 銀行の貸出約定平均金利から算出さ れる割合として財務大臣が告示する 割合に , 年 1% を加算した割合 (施行日 平成 26年 1月 1日) 		現行 (H25.12.31まで) [現行利率]	改正後 (H26.1.1から) [参考 2]	延滞金	14.5%	特例基準割合 4 + 7.25% [9.25%]	督促状指定期限 まで 1	特例基準割合 3 [4.3%]	特例基準割合 4 + 1% [3.0%]
	現行 (H25.12.31まで) [現行利率]	改正後 (H26.1.1から) [参考 2]								
延滞金	14.5%	特例基準割合 4 + 7.25% [9.25%]								
督促状指定期限 まで 1	特例基準割合 3 [4.3%]	特例基準割合 4 + 1% [3.0%]								
<p>(財政課 , 総務課) 茨城県手数料徴収条例の一部を 改正する条例</p> <p>保険業法に基づく特定保険業の 認可申請期限が到来することに伴 い , 所要の改正をしようとするも のである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>特定保険業の認可に関する手数料の削除 特定保険業認可申請手数料 150,000円</p> <p>(施行日 平成 25年 12月 1日)</p>									
<p>(厚生総務課) 茨城県立医療大学条例及び茨城 県立医療大学授業料等徴収条例の 一部を改正する条例</p> <p>県立医療大学に助産学専攻科を 新たに設置することに伴い , 所要 の改正をしようとするものであ る。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1)茨城県立医療大学条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助産学専攻科を設置する旨の規定の追加 <p>(2)茨城県立医療大学授業料等徴収条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助産学専攻科生の授業料等の規定の追加 入学検定料 : 18,000円 入 学 料 : 県民 169,200円 , その他の者 338,400円 授 業 料 : 535,800円 (年額) <p>(施行日 公布の日)</p>									

議 案	内 容
<p>(福祉指導課)</p> <p>茨城県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)により、「社会福祉法」が一部改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>審議会委員数規定の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会は、委員 28人以内で組織する。 <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(子ども家庭課)</p> <p>茨城県少子化対策審議会条例</p> <p>子ども・子育て支援法の規定に基づき、審議会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めようとするものである。</p>	<p>条例の内容</p> <p>(1)設置 県の少子化に対処するための施策に関する重要事項について調査審議するため、茨城県少子化対策審議会を置く。</p> <p>(2)組織等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の定数：26人以内 ・ 委員の任命：少子化に対処するための施策に関する事項について理解と識見を有する者のうちから、知事が任命する。 ・ 委員の任期：2年 ・ 会長及び副会長：各1人 <p>(3)その他、会議の運営等を規定</p> <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(障害福祉課)</p> <p>児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1)児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準関係</p> <p>一定の要件を満たした介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業者が、児童福祉法に基づく児童発達支援又は放課後等デイサービスを提供することを可能とする特例を設けるもの</p> <p>(2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準関係</p> <p>(1)の改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例の要件における登録定員及び利用定員等に、児童発達支援等を利用する障害児を含めるもの</p> <p>(施行日 公布の日)</p>

議 案	内 容
<p>(業務課) 茨城県麻薬中毒審査会条例の一部を改正する条例</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)により、「麻薬及び向精神薬取締法」が一部改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>審査会委員数規定の追加 ・審査会は、委員5人で組織する。</p> <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(道路維持課) 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>道路法施行令の一部改正にあわせて、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1)占用許可対象物件の追加に伴う占用料の新設 (主なもの) ア食事施設等(占有面積1㎡につき1年) ・トンネルの上等に設けるもの 所在地が市の場合 近傍類似の土地の時価×0.016円 所在地が町村の場合 近傍類似の土地の時価×0.02円 ・上空に設けるもの 近傍類似の土地の時価×0.02円 ・その他のもの 近傍類似の土地の時価×0.028円 イ太陽光発電設備及び風力発電設備 (占有面積1㎡につき1年) 所在地が市の場合 1,000円 所在地が町村の場合 820円 ウ津波避難施設(占有面積1㎡につき1年) 近傍類似の土地の時価 × 0.028円</p> <p>(2)その他所要の改正</p> <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(住宅課) 茨城県営住宅条例の一部を改正する条例</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1)適用対象者の拡大に伴う改正 ア被害者の範囲拡大に伴う条文の改正 生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた被害者について、入居者資格の親族同居要件を不要とする。 イ法の名称の改正に伴う引用条文の改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」</p> <p>(2)その他所要の改正</p> <p>(施行日 (1)平成26年1月3日 (2)公布の日)</p>

議 案	内 容												
<p>(水・土地計画課)</p> <p>ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に関する意見について</p> <p>特定多目的ダム法の規定に基づき、ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について、国土交通大臣に対し意見を述べようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>ハッ場ダム(群馬県吾妻郡長野原町)建設に関する基本計画の変更に関する意見</p> <p>(1)意見の内容 次のとおり意見を付して同意する。 ア早期完成に向けて工期短縮に努めること。 イ徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。</p> <p>(2)基本計画変更内容</p> <table border="0"> <tr> <td>・工 期</td> <td>平成 2年度まで</td> <td>平成 3年度まで</td> </tr> <tr> <td>・洪水調節量</td> <td>毎秒2,400m³</td> <td>毎秒2,800m³</td> </tr> </table> <p>(3)基本計画変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業の検証等により工程が遅延したため。 ・より効率的な洪水調節が図られるよう洪水調節方式が変更されたため。 	・工 期	平成 2年度まで	平成 3年度まで	・洪水調節量	毎秒2,400m ³	毎秒2,800m ³						
・工 期	平成 2年度まで	平成 3年度まで											
・洪水調節量	毎秒2,400m ³	毎秒2,800m ³											
<p>(産業技術課)</p> <p>県有財産の取得について</p> <p>工業技術センターの備品として、X線CT装置をつくば市栗原3873番地1株式会社オツ商会代表取締役小津信雄から予定価格7,644万円で取得しようとするものである。</p>	<p>取得する財産の内容</p> <p>工業技術センターで異種金属の接合技術等を高度化する研究等を行うため、金属等の内部構造を検査する機器を備品として取得するもの</p> <p>(1)購入機器、数量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・X線CT装置 ・1組 <p>(2)取得予定価格 76,440,000円</p> <p>(3)取得先 つくば市栗原3873番地1 株式会社オツ商会 代表取締役 小津 信雄</p>												
<p>(林業課、水産振興課)</p> <p>県が行う建設事業等に対する市町の負担額について</p> <p>平成25年度において県が行う広域漁港整備事業等に対する市町の負担について、その額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政法第2条の規定に基づく市町の負担額 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道事業</td> <td>57,200</td> <td>常陸太田市外1町</td> </tr> <tr> <td>漁港事業</td> <td>159,802</td> <td>ひたちなか市外3市</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>217,002</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	林道事業	57,200	常陸太田市外1町	漁港事業	159,802	ひたちなか市外3市	計	217,002	
事業名	負担額	備考											
林道事業	57,200	常陸太田市外1町											
漁港事業	159,802	ひたちなか市外3市											
計	217,002												

議 案	内 容															
<p>(農地整備課) 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について</p> <p>平成 25年度において県が行う土地改良事業に対する市町村の負担について、その額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方財政法第 2 条，土地改良法第 90 条及び第 9 条の規定に基づく市町村の負担額 <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="659 432 1380 510"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 営</td> <td>685,093</td> <td>水戸市外 38 市町村</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	県 営	685,093	水戸市外 38 市町村									
事業名	負担額	備考														
県 営	685,093	水戸市外 38 市町村														
<p>(監理課) 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について</p> <p>平成 25年度において県が行う河川事業等に対する市町村の負担について、その額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方財政法第 2 条及び下水道法第 3 条の 2 の規定に基づく市町村の負担額 <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="659 808 1380 999"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河 川 事 業</td> <td>43,190</td> <td>日立市外 13 市町</td> </tr> <tr> <td>港 湾 事 業</td> <td>286,500</td> <td>日立市外 3 市町村</td> </tr> <tr> <td>下 水 道 事 業</td> <td>748,476</td> <td>水戸市外 29 市町村</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,078,166</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	河 川 事 業	43,190	日立市外 13 市町	港 湾 事 業	286,500	日立市外 3 市町村	下 水 道 事 業	748,476	水戸市外 29 市町村	計	1,078,166	
事業名	負担額	備考														
河 川 事 業	43,190	日立市外 13 市町														
港 湾 事 業	286,500	日立市外 3 市町村														
下 水 道 事 業	748,476	水戸市外 29 市町村														
計	1,078,166															
<p>(農村環境課) 工事請負契約の締結について</p> <p>広域営農団地農道整備事業県北東部 2 期地区十国トンネル工事について、水戸市三の丸一丁目 4 番 7 号三井住友・増子・日興特定建設工事共同企業体代表者三井住友建設株式会社代表取締役社長則久芳行代理人茨城営業所所長背黒要と 8 億 3,970 万 6 千円をもって、請負契約を締結しようとするものである。</p>	<p>工事の内容</p> <p>(1)工 事 名 広域営農団地農道整備事業県北東部 2 期地区十国トンネル工事</p> <p>(2)工事箇所 常陸太田市西河内下町地先</p> <p>(3)工事内容 トンネル工事 (延長 498.7m, 車道幅員 W=6.5/5.5m)</p> <p>(4)工 期 平成 25 年 10 月～平成 27 年 3 月</p>															

議 案	内 容										
<p>(環境対策課) 和解について</p> <p>大気常時監視自動計測器入札談合に係る損害賠償請求事件(水戸地方裁判所平成23年(ワ)第79号)について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>大気常時監視自動計測器の入札において、相手方が談合を行ったことにより、県が被った損害に係る損害賠償の支払について、裁判所の和解案を踏まえ和解しようとするもの</p> <p>(1)和解の相手方及び和解金額</p> <table border="1" data-bbox="651 472 1401 808"> <thead> <tr> <th>相 手 方</th> <th>和解金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号 東亜ディーケーケー株式会社</td> <td>11,445,000円</td> </tr> <tr> <td>京都府京都市南区吉祥院宮の東町2番地 株式会社堀場製作所</td> <td>4,956,000円</td> </tr> <tr> <td>大阪府大阪市天王寺区舟橋町3番1号 紀本電子工業株式会社</td> <td>4,624,200円</td> </tr> <tr> <td>京都府京都市中京区西ノ京桑原町1番地 株式会社島津製作所</td> <td>1,181,250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)主な和解の内容</p> <p>ア相手方は、県に対し、和解金を支払う。 イ紀本電子工業株式会社は、5年間の分割払により支払う。 他の3社及び紀本電子工業株式会社の代表取締役は連帯して保証する。 ウ県及び相手方は、本件に関し、上記(1)のほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p>	相 手 方	和解金額	東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号 東亜ディーケーケー株式会社	11,445,000円	京都府京都市南区吉祥院宮の東町2番地 株式会社堀場製作所	4,956,000円	大阪府大阪市天王寺区舟橋町3番1号 紀本電子工業株式会社	4,624,200円	京都府京都市中京区西ノ京桑原町1番地 株式会社島津製作所	1,181,250円
相 手 方	和解金額										
東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号 東亜ディーケーケー株式会社	11,445,000円										
京都府京都市南区吉祥院宮の東町2番地 株式会社堀場製作所	4,956,000円										
大阪府大阪市天王寺区舟橋町3番1号 紀本電子工業株式会社	4,624,200円										
京都府京都市中京区西ノ京桑原町1番地 株式会社島津製作所	1,181,250円										
<p>(高校教育課) 和解について</p> <p>藤代紫水高校バスケットボール事故損害賠償請求事件(水戸地方裁判所平成24年(ワ)第831号及び同裁判所平成24年(ワ)第391号)について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>藤代紫水高校体育館で行われていた体育の授業中、バスケットボールをしていた生徒が体育館側面の壁に激突し、傷害を負った等として、県に対して損害賠償の支払を求め、訴えを提起した相手方と、裁判所の和解案を踏まえ和解しようとするもの</p> <p>(1)和解の相手方 傷害を負った生徒及び生徒の両親 (2)和解金額 279,107,363円(付添看護費1億472万円、後遺症による逸失利益9,949万円外。うち1億円は東京海上日動火災保険株式会社から支払われる。)</p> <p>(3)主な和解の内容</p> <p>県は、和解金を相手方に支払い、相手方は、県にその余の金銭の支払を請求しない。</p>										

議 案	内 容
<p>(企業局, 病院局, 下水道課)</p> <p>平成 24年度茨城県公営企業会計に係る利益の処分について</p> <p>地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき, 茨城県水道事業会計外 3 会計の利益の処分をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>平成 24 年度公営企業会計に係る利益の処分</p> <p>(1) 茨城県水道事業会計 処分額 2,658,961,755 円</p> <p>(2) 茨城県工業用水道事業会計 処分額 4,208,306,176 円</p> <p>(3) 茨城県病院事業会計 処分額 1,083,540,889 円</p> <p>(4) 茨城県流域下水道事業会計 処分額 532,547,801 円</p>

認定事項

事 項	内 容
<p>平成 24 年度茨城県公営企業会計決算の認定について</p> <p>地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき, 茨城県水道事業会計外 5 会計の決算を監査委員の意見を付けて認定に付そうとするものである。</p>	<p>平成 24 年度公営企業会計決算</p> <p>(1) 茨城県水道事業会計 (2) 茨城県工業用水道事業会計 (3) 茨城県地域振興事業会計 (4) 茨城県病院事業会計 (5) 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計 (6) 茨城県流域下水道事業会計</p>
<p>平成 24 年度茨城県一般会計及び同特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>地方自治法第 23 条第 3 項の規定に基づき, 茨城県一般会計及び同特別会計の平成 24 年度歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて認定に付そうとするものである。</p>	<p>平成 24 年度一般会計及び同特別会計歳入歳出決算</p> <p>(1) 一般会計 (2) 物品調達特別会計 (3) 公債管理特別会計 (4) 市町村振興資金特別会計 (5) 競輪事業特別会計 (6) 鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計 (7) 母子・寡婦福祉資金特別会計 (8) 中小企業事業資金特別会計 (9) 農業改良資金特別会計 (10) 公共用地先行取得事業特別会計 (11) 港湾事業特別会計 (12) 林業・木材産業改善資金特別会計 (13) 沿岸漁業改善資金特別会計 (14) 都市計画事業土地区画整理事業特別会計 (15) 県立医療大学付属病院特別会計 (16) 霞ヶ浦開発事業農業用水負担金償還円滑化事業特別会計</p>

報告事項

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項（専決処分年月日）	内 容														
<p>（監理課） 和解について （平成25年7月9日専決処分）</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1)事故発生日時 平成24年5月10日（木）午後1時頃 (2)事故発生場所 銚田市銚田25番地地内 （有限会社箕輪石油店給油施設内） (3)事故概要 小型貨物自動車が出張途中、上記場所で給油する際、相手方所有の灯油給油機に衝突した事故（銚田工事事務所所属） (4)損害賠償額 901,425円 （うち801,425円は、日本興亜損害保険株式会社からの支払）</p>														
<p>（監理課） 和解について （平成25年7月9日専決処分）</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1)事故発生日時 平成24年7月3日（火）午後0時35分頃 (2)事故発生場所 かすみがうら市上稲吉1829番地16地先 （県道土浦笠間線上） (3)事故概要 小型貨物自動車が出張途中、県道上で相手車両に追突した事故（土浦土木事務所所属） (4)損害賠償額 739,166円 （うち639,166円は、日本興亜損害保険株式会社からの支払）</p>														
<p>（財政課，企業局総務課） 平成25年度茨城県水道事業会計補正予算（第1号） （平成25年7月30日専決処分）</p>	<p>補正の内容</p> <p>(1)補正予算内訳</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>【資本的収入】</td> <td style="text-align: right;">補正額（百万円）</td> </tr> <tr> <td> 企業債</td> <td style="text-align: right;">2,964</td> </tr> <tr> <td> 過年度分損益勘定留保資金</td> <td style="text-align: right;">31</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">2,995</td> </tr> <tr> <td>【資本的支出】</td> <td style="text-align: right;">補正額</td> </tr> <tr> <td> 償還金</td> <td style="text-align: right;">2,995</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">2,995</td> </tr> </table> <p>(2)内容 補償金免除繰上償還</p>	【資本的収入】	補正額（百万円）	企業債	2,964	過年度分損益勘定留保資金	31	合 計	2,995	【資本的支出】	補正額	償還金	2,995	合 計	2,995
【資本的収入】	補正額（百万円）														
企業債	2,964														
過年度分損益勘定留保資金	31														
合 計	2,995														
【資本的支出】	補正額														
償還金	2,995														
合 計	2,995														
<p>（財政課，下水道課） 平成25年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第1号） （平成25年7月30日専決処分）</p>	<p>補正の内容</p> <p>(1)補正予算内訳</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>【資本的収入】</td> <td style="text-align: right;">補正額（百万円）</td> </tr> <tr> <td> 企業債</td> <td style="text-align: right;">1,464</td> </tr> <tr> <td> 過年度分損益勘定留保資金</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">1,478</td> </tr> <tr> <td>【資本的支出】</td> <td style="text-align: right;">補正額</td> </tr> <tr> <td> 償還金</td> <td style="text-align: right;">1,478</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">1,478</td> </tr> </table> <p>(2)内容 補償金免除繰上償還</p>	【資本的収入】	補正額（百万円）	企業債	1,464	過年度分損益勘定留保資金	14	合 計	1,478	【資本的支出】	補正額	償還金	1,478	合 計	1,478
【資本的収入】	補正額（百万円）														
企業債	1,464														
過年度分損益勘定留保資金	14														
合 計	1,478														
【資本的支出】	補正額														
償還金	1,478														
合 計	1,478														